



島根県報

平成19年 7 月 28 日 (土)

号外 第 97 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

こいの持出しの禁止に係る水系の範囲

(水 産 課)

告

示

島根県告示第627号

平成19年島根県内水面漁場管理委員会指示第 1 号に基づき、こいの持出しを禁止する水系の範囲を次のとおり定める。
こいの持出しの禁止に係る水系の範囲 (平成19年島根県告示第184号) は、廃止する。

平成19年 7 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

斐伊川水系河川の本流及び支流 (三成ダム、布部ダム、山佐ダム、千本ダム及び来島ダムから上流を除く。)、十間川水系河川の本流及び支流並びに神西湖、堀川水系河川の本流及び支流、高津川水系河川の本流及び支流並びに江の川水系河川の本流及び支流 (八戸ダムから上流を除く。)

